

令和五年六月三十日受領
答弁第一二七号

内閣衆質二一一第一二七号

令和五年六月三十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員神津たけし君提出PTAの入退会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員神津たけし君提出PTAの入退会に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別具体的な事案に即して判断する必要がある、一概にお答えすることは困難である。

二について

PTAは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される任意の団体であり、保護者の入退会は当該保護者の自由であると考えている。

三について

PTAは、保護者及び教職員で構成される任意の団体であり、その在り方や運営については、個々のPTAがそれぞれ自主的に判断していくものと考えている。